

# 高レベル放射性廃棄物等の埋設事業に 係る核物質防護について

平成19年2月  
原子力安全・保安院  
原子力防災課

# 核物質防護対策の概要

## 事業者における防護措置の義務

事業者は、原子炉等規制法に基づき、特定の核燃料物質を取り扱う場合、不法移転(盗取)などに対する防護措置を講じなければならない。

## 核物質防護が必要な場合

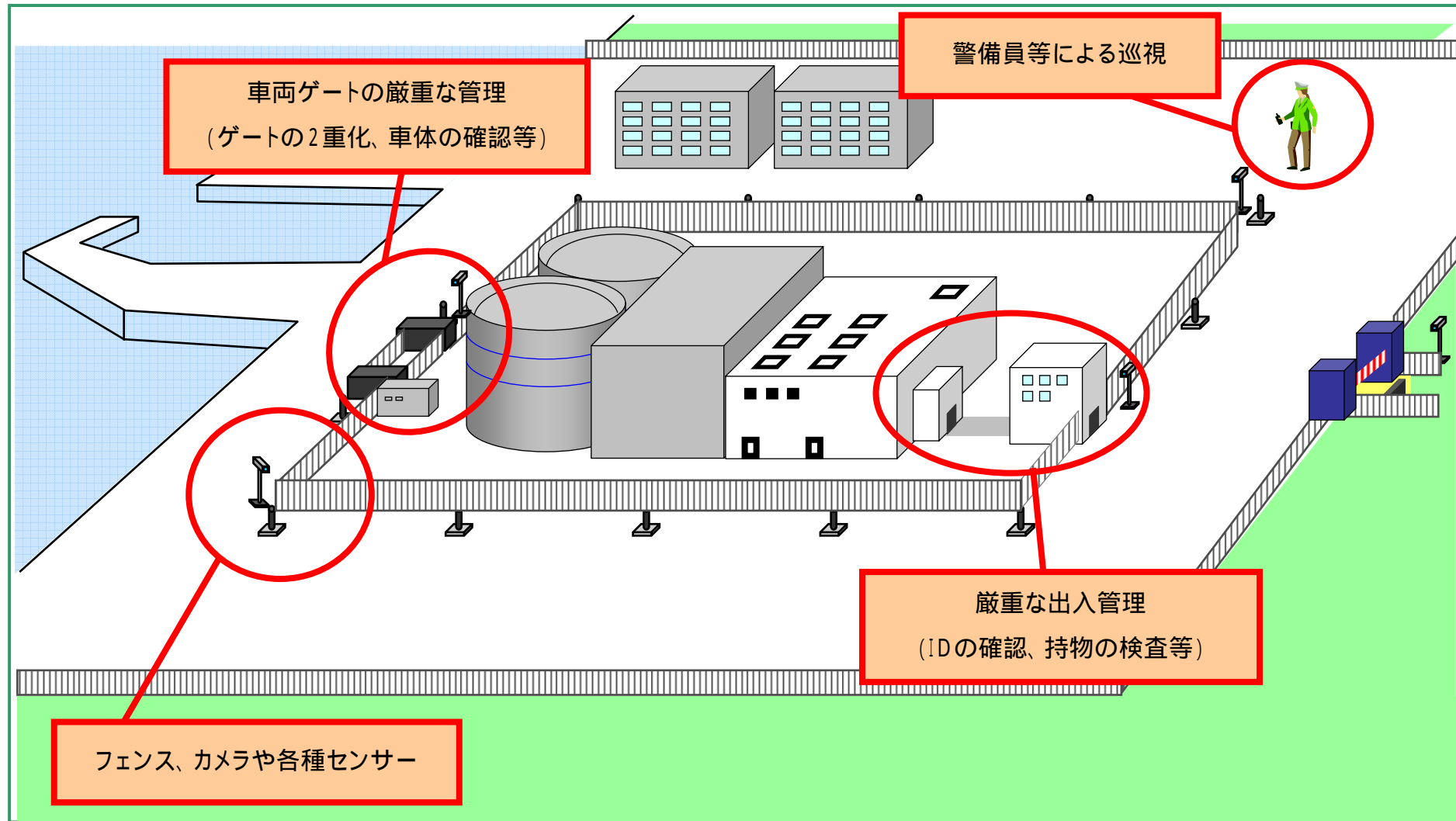
一定量以上のプルトニウムやウランなどの防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合

かつ

放射能濃度が極めて低い放射性廃棄物の廃棄物埋設以外の場合

# 原子力関係施設の核物質防護対策のイメージ

原子炉等規制法により、事業者に対し、必要な防護措置(防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視、情報管理等)の実施を義務づけ。



# 放射性廃棄物の埋設事業に係る 核物質防護についての検討

## 検討の背景:

平成18年9月、総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 廃棄物安全小委員会において「放射性廃棄物の地層処分に係る安全規制制度のあり方について」が取りまとめられた。

本報告書において、ガラス固化体及びTRU廃棄物の地層処分に關する安全規制の制度的枠組みが示された。

かかる検討を踏まえ、放射性廃棄物の埋設事業に係る核物質防護のあり方について原子力防災小委員会等において検討を行い、今般、中間報告書を取りまとめた。

### < 開催実績 >

平成18年10月11日 第10回原子力防災小委員会

平成18年10月17日 第11回原子力防災小委員会危機管理WG

平成18年11月21日 第12回原子力防災小委員会危機管理WG

平成19年 1月17日 第11回原子力防災小委員会(中間報告書取りまとめ)

# 放射性廃棄物の埋設事業に係る核物質防護について 中間報告書の骨子

## 1. 現状

ガラス固化体は、その特性から特定核燃料物質を抽出することは極めて困難

このため、事業者がこれを取り扱う際に不法移転(盗取)の対象となる可能性は極めて低いことから、平成6年の政令改正( )において、ガラス固化体は防護対象特定核燃料物質から除外

( ) IAEAガイドライン(INFCIRC/225/Rev.3)等を受け、政令改正を実施

3.2.3.1

「……回収が実行不可能な核物質については、慣行による慎重な管理に従って防護することができる。」

# 放射性廃棄物の埋設事業に係る核物質防護について 中間報告書の骨子

## 2. 近年の核物質防護を巡る状況

不法移転だけでなく、サボタージュ(妨害破壊行為)についても考慮する方向

(備考)

IAEAガイドライン(INFCIRC/225/Rev.4)において、サボタージュに対する防護要件が明確化

7. サボタージュに対する原子力施設並びに使用及び貯蔵中の核物質に関する防護要件 (略)

7.3 その他の原子力施設及び核物質の防護要件

7.3.1 動力炉以外の原子力施設及び様々な形態・量の核物質へのサボタージュもまた公衆に対して放射線による危険な影響を与うる。

国は、そのような施設及び核物質へのサボタージュに対し、放射線による影響の程度に応じて、必要な防護のレベルを決定しなければならない。

改正核物質防護条約(2005)において、核物質及び原子力施設に対するサボタージュの防止が明確化

前文

「…核物質の不法取引、不法な取得及び仕様並びに核物質及び原子力施設に対するサボタージュがもたらす潜在的な危険を回避する…」

第2A条

1. 締約国は、次のことを目的として、自国の管轄の下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の体制を確立し、実施し、及び維持する。

(d) サボタージュによる放射線の影響を緩和し、又は最小限にする。

米国、英国、仏国及び独国では、いずれもガラス固化体を核物質防護の規制対象

# 放射性廃棄物の埋設事業に係る核物質防護について 中間報告書の骨子

## 3. 今後の基本的考え方

ガラス固化体など防護対象特定核燃料物質を含む高レベル放射性廃棄物等を、廃棄事業者が埋設の方法により処分する際には、原則として、**核物質防護の実施義務を課すことが適当**

### (今後の予定)

今後は、施設及び廃棄体の特性等を考慮した防護措置など、放射性廃棄物埋設に係る政省令レベルでの制度設計に必要な、技術的詳細事項について、引き続き検討を行う予定。